

厚生省第38号第4条第1項の規定に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の概要

(1) 名称等

名称	あかなすの里 居宅介護支援事業所
所在地	〒411-0835 三島市玉川451
電話番号	055(981)4817
法人種別及び名称	社会福祉法人 信義福祉会
代表者氏名	理事長 塩崎 登志子
管理者氏名	施設長 山田 睦美
介護保険事業者番号	2270600063
当初指定年月日	平成11年 8月 1日
サービスを提供する (寺家・ 通常の実施地域	三島市・清水町・沼津市・函南町・長泉町・伊豆の国市 中條・原木・四日町・古奈・長岡・大仁・宗光寺・守木・田京)

(2) 職員の概要

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者		常勤 兼務 1名	社会福祉士・看護師
介護支援専門員	2名以上	常勤 専従 2名 常勤 兼務 0名 非常勤専従 0名 非常勤兼務 0名	介護福祉士 社会福祉士

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (12月30日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

2 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援等

項目	内容 方法等
要介護認定等の 意思を 申請代行	利用者の要介護・要支援認定に係わる申請について、利用者の 確認した上で申請の代行等必要な援助を行います。 要介護更新認定／要介護状態区分の変更認定／サービス種類の

変更

居宅サービス計画 家族の希 作成 結後 1 4 計画に位 に複数の 置付けた	利用者の心身の状況その置かれている環境、利用者及びその家族の希望を考えて居宅サービス計画を作成します。基本的には契約締結後 1 4 日以内にサービス計画を作成し利用者に提示します。介護支援専門員等に複数の居宅介護サービス事業所について、介護支援専門員等に複数のサービス事業所の紹介や、サービス事業所を介護支援計画に位置付けた理由についての説明を求めることが可能です。
居宅サービス計画 者等と 作成後の管理	サービス計画作成後においても利用者及び家族・サービス事業者等の連絡を継続的に行いサービス計画の実施状況の把握、必要に応じてサービス計画の変更等を行います。
サービス事業者等 との連絡調整	サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス提供が円滑に進むようサービス事業者等との連絡調整その他の提供を行います。
介護保険施設への 紹介	利用者がその居宅における日常生活が困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入所・入院を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜提供を行います。

(2) 居宅介護支援の利用にあたって

項 目	内 容
サービス提供 力を致 困難時の対応	利用者の意思を踏まえ利用者の要介護認定等の申請の必要な協力します。認定等を受けていない場合にも速やかに対応します。
サービスの質の 実業 向上のための方策 地域密着	利用者から依頼された業務を行うに当たっては法令を遵守し誠実な業務を遂行し公正中立に居宅介護支援を提供致します。 当事業所において作成したケアプランの訪問介護、通所介護、

型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、「(別紙)」のとおりです。

介護支援専門員を 他必要 変更する場合の とがで 対応	利用者は介護支援専門員が利用者に不測の損害を与えたとき・ と認めるときは事業者に対し介護支援専門員の変更を求め きます。
プライバシーの 遵守 置を講 秘密の保持	介護支援専門員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利 用者又 はその家族の秘密を漏らしません。従業者が退職後も同等の措 置を講 じます。サービス担当者会議等で、利用者又は家族の個人情報 を用い る場合は、あらかじめ文書で同意を得ます。
事故発生時の対応	居宅介護支援を提供する上で条項に違反、又は利用者の居宅サ ービス 利用に支障を生じ損害を与えた場合にも賠償する義務を負いま す。
業務継続に向けた 員会の 取組の強化 への備え 感染症対策の推進	当施設では、感染症の発生及び蔓延等に関する取組に努め、委 員会の 開催、指針の整備、研修を実施しております。また、災害発生 への備え も検討し、業務継続に向けた取組に努めております。
高齢者虐待防止の ため、 推進	当施設では、入所者（利用者）の人権の擁護、虐待の防止等の 委員会 委員会の設置開催、指針の整備、職員研修を実施しております。

3 利用料金

(1) 利用料 原則としてあなたには居宅介護支援に関わる利用料は請求いたしません。

ただし、あなたの被保険者証に支払い方法変更の記載（サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、1ヵ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただきます。
この場合、当事業者で“サービス提供証明書”を発行しますので、

この証明書を後日、保険者となっている市町村の窓口に提出して、払い戻しを受けてください。 【1単位は10.21円です。】

要介護度	単位／月
要介護1・2	1,086単位
要介護3・4・5	1,411単位

- ☆ 初回加算 (300単位) ①新規居宅サービス計画を策定した場合
②要介護状態区分が2段階以上変更となった場合

- ☆ 特定事業所加算 1) 特定事業所加算Ⅰ (519単位)
2) 特定事業所加算Ⅱ (421単位)
3) 特定事業所加算Ⅲ (323単位)
4) 特定事業所加算A (114単位)
5) 特定事業所医療介護連携加算 (125単位)

- ☆ 入院時情報連携加算

- 1) 入院時情報連携加算Ⅰ (250単位) 2) 入院時情報連携加算Ⅱ (200単位)

- ☆ 退院・退所加算 (Ⅰ) イ 450単位 ロ 600単位
(Ⅱ) イ 600単位 ロ 750単位
(Ⅲ) 900単位

- ☆ 通院時情報連携加算 (50単位)

- ☆ 緊急時カンファレンス加算 (200単位)

- ☆ ターミナルケアマネジメント加算 (400単位)

- ☆ 特定事業所集中減算 (△200単位)

- ☆ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント・所定単位数の95%を算定

- (2) 交通費 サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方は無料となりますが、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね5km未満の地域にお住まいの方は600円、5km以上の地域にお住まいの方は1,000円、それ以外にお住まいの方は介護支援専門員が自宅を訪問する際の“交通費実費”が必要となります。

- (3) 支払い方法 あなたが当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払い方法については、月ごとの清算とします。毎月10日までに前月分の請求をしますので、月末までにお支払いください。

4 サービスの終了について

- (1) あなたのご都合でサービスを終了する場合

あなたはいつでも契約を解約できますが、次の場合には、解約料をいただきます。

(受付時間) 9:00～17:00

- 清水町長寿介護課介護保険係 (所在地) 清水町堂庭 210-1
(電話) 055-981-8213
(受付時間) 9:00～17:00
- 函南町福祉課高齢者福祉係 (所在地) 函南町平井 717-13
(電話) 055-979-8126
(受付時間) 9:00～17:00
- 国民健康保険団体連合会 (所在地) 静岡市春日 2-4-34
(電話) 054-253-5590
(受付時間) 9:00～17:00
- 長泉町長寿介護課 (所在地) 長泉町中土狩 828
(電話) 055-989-5511
(受付時間) 9:00～17:00